

第204期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 連結注記表
2. 個別注記表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

シキボウ株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.shikibo.co.jp/>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は26社であり、主要な連結子会社は、新内外綿株式会社、敷島カンバス株式会社、株式会社シキボウサービス、株式会社マーメイドスポーツ、シキボウリネン株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社、株式会社マーメイドアパレル及び株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアであります。

2. 持分法の適用に関する事項

関係会社1社（タイシキボウ株式会社）に対する投資について持分法を適用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社26社のうち、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア、ジェイ・ピー・ボスコ株式会社、上海敷紡服飾有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、敷島工業織物（無錫）有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司及び敷紡（香港）有限公司の事業年度の末日は12月31日、また、新内外綿株式会社及び株式会社ナイガイテキスタイルの事業年度の末日は3月25日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、連結子会社については、主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用店舗については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産及びのれんを除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主として、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

主として、従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して、支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社については、役員の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末日要支給見込額を計上しております。

④ 修繕引当金

長期賃貸契約を締結している大規模商業施設等における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤ 年金資産消失損引当金

消失が見込まれる年金資産の金額のうち負担すべき割合を合理的に見積り、計上しております。

⑥ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社取締役（監査等委員を除く。）及び委任契約をしている執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスク及び有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として20年以内の効果が及ぶ期間で均等償却しております。ただし、金額的に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地	32,427百万円
建物等	10,405
預金（質権）	308

計	43,141
---	--------

うち工場財団	(10,421)
--------	----------

担保に係る債務

金融機関からの借入金	13,667百万円
預り敷金・保証金（返済1年以内のものを含む）	5,125

計	18,793
---	--------

なお、「預り敷金・保証金」は上記金額であります。金融商品会計基準の適用により、一部保証金については「長期前受収益」として認識しているため、連結貸借対照表の金額と一致していません。

また、対応する債務はありませんが、その他（投資その他の資産）137百万円を信用状開設等のために担保に差入れています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 57,613百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 土地の再評価

当社及び連結子会社である新内外綿株式会社において、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

当社 平成12年 3 月31日

連結子会社 1 社 平成13年 3 月25日

再評価を行った土地の連結会計年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

14,282百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 19百万円

5. 受取手形割引高 28百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 期末
普通株式	121,108,290株	—	—	121,108,290株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 期末
普通株式	5,464,482株	4,724,269株	137株	10,188,614株

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 3,793,000株

株式給付信託による当社株式の取得による増加 925,000株

単元未満株式の買取請求による増加 6,269株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 137株

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	346百万円	3.0円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う予定の剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	391百万円	3.5円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替変動のリスクに晒されております。

有価証券は、譲渡性預金であり、市場価格の変動リスクはほとんどないと判断しております。また、投資有価証券は、余資運用及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、決算日後、最長で6年後であります。変動金利の資金調達もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（金

利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門及び経営管理部が連携し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場場の状況により、輸入に係る予定取引等により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対する先物為替予約を行っております。

また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、各社共通の「リスク管理規程」を設け、その取引内容状況、リスク状況、損益の状況等の管理及びその執行を各社の経理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定

された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	5,122	5,122	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※1）	10,708 △19		
	10,689	10,689	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	908	908	—
資 産 計	16,720	16,720	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,702	4,702	—
(2) 短期借入金	6,154	6,154	—
(3) 社債（1年内償還社債含む）	4,050	4,052	2
(4) 長期借入金（1年内返済長期借入金含む）	15,492	15,485	△6
負 債 計	30,399	30,395	△4
デリバティブ取引（※2）	△65	△65	—

（※1） 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金並びに(2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債（1年内償還社債含む）

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金（1年内返済長期借入金含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等を時価としております。なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金並びに支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。（上記資産(2)及び負債(1)参照）

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記負債(4)参照）

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (※1)	538
敷金及び保証金 (負債) (※2)	5,325

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(※2) 保証金 (負債) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府、兵庫県、高知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度末の時価 (百万円)
賃貸等不動産	32,889	30,394

(注) 1. 取得原価から減価償却累計額を控除しております。

2. 当連結会計年度末の時価は、以下によります。

主要な物件については、「不動産鑑定評価基準」に準じて自社で算定した金額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	287円18銭
1 株当たり当期純利益	14円62銭

(注)株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしました。併せて、平成29年6月29日開催予定の第204期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)に、株式併合について付議することを決議いたしました。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の株式の売買単位を100株単位に統一することを目指し、その移行期限を平成30年10月1日に決定いたしました。

当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合の効力発生日における発行可能株式総数

35,000,000株（併合前350,000,000株）

なお、会社法の規定に基づき、併合の効力発生日に、当社定款に定める発行可能株式総数が、上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数（減少する株式数は、今後変動する可能性があります。）

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	121,108,290株
株式併合により減少する株式数	108,997,461株
株式併合後の発行済株式総数	12,110,829株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

取締役会決議日 平成29年4月28日

定時株主総会開催日 平成29年6月29日（予定）

単元株式数の変更の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

株式併合の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

発行可能株式総数変更の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

定款の一部変更の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	2,871円84銭
1株当たり当期純利益金額	146円16銭

(注) 株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(株式報酬制度(役員向け株式給付信託)の導入)

当社は、平成28年6月29日開催の第203期定時株主総会決議に基づき、取締役(監査等委員を除く。)及び委任契約をしている執行役員(以下「取締役等」という。)を対象に、株式報酬制度「役員向け株式給付信託」(以下「本制度」という。)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、従来の金銭報酬の一部を株式に換えて各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2)信託に残存する自社の株式

本制度の導入に伴い、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が、当社株式925,000株を取得しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、99百万円及び925,000株であります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用店舗については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して、支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 修繕引当金

長期賃貸契約を締結している大規模商業施設における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社取締役（監査等委員を除く。）及び委任契約をしている執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務

等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスク及び有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地	26,472百万円
建物等	9,493
預金（質権）	308
計	36,274
うち工場財団	(5,257)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	13,590百万円
預り敷金・保証金（返済１年以内のものを含む）	5,125
計	18,715

なお、「預り敷金・保証金」は上記金額であります。金融商品会計基準の適用により、一部保証金については「長期前受収益」として認識しているため、貸借対照表の金額と一致しておりません。

また、対応する債務はありませんが、その他（投資その他の資産）10百万円を信用状開設等のために担保に差入れています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 34,154百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 保証債務

下記の会社の借入金及び営業取引に対し債務保証を行っております。

株式会社マーメイドスポーツ	121百万円
株式会社マーメイドテキスタイル	78
インダストリーインドネシア	(699千米ドル)
計	199

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権	2,588百万円
(2) 短期金銭債務	2,164百万円
(3) 長期金銭債務	24百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

12,771百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	7,300百万円
仕入高	5,374百万円
その他	394百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	264百万円
営業外費用	247百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	5,464,482株	4,724,269株	137株	10,188,614株

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	3,793,000株
株式給付信託による当社株式の取得による増加	925,000株
単元未満株式の買取請求による増加	6,269株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	137株
------------------	------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	121百万円
退職給付引当金	1,431
有価証券評価損	1,172
その他	512
繰延税金資産小計	3,237
評価性引当額	1,413
繰延税金資産合計	1,823

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	35百万円
繰延税金負債合計	35

繰延税金資産の純額 1,787

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価差額金 (損)	254百万円
評価性引当額	△254
土地再評価差額金 (益)	5,956
再評価に係る繰延税金負債の純額	5,956

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	敷 島 カ ン バ ス 株 式 会 社	あり	当 社 製 品 の 販 売	当社製品の販売 (※1)	5,366	売掛金	1,563
子会社	株式会社マーメイドスポーツ	あり	—	資金の貸付 (※2)	—	短期貸付金 長期貸付金	1,032 11
子会社	シキボウリネン株式会社	あり	—	配当金の受取 (※3)	60	—	—
子会社	株 式 会 社 シ キ ボ ウ 江 南	あり	当 社 製 品 の 加 工	担保の受入 (※4)	3,857	—	—
子会社	株 式 会 社 シ キ ボ ウ 堺	あり	当 社 製 品 の 加 工	担保の受入 (※4)	4,785	—	—

(注) 1. 上記の5子会社の議決権は、いずれも当社が100%直接所有しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

(※2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、担保の受入はありません。

(※3) 配当金の受取については、経営環境や業績動向を勘案して、収益、財務状況及び資金の運用状況に応じ、合理的に決定しております。

(※4) 担保の受入は、当社の金融機関からの借入に対して、子会社から担保が提供されているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 272円36銭

1株当たり当期純利益 9円59銭

(注)株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

（重要な後発事象に関する注記）

（単元株式数の変更及び株式併合）

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしました。併せて、平成29年6月29日開催予定の第204期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、株式併合について付議することを決議いたしました。

1. 単元株式数の変更

（1）変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の株式の売買単位を100株単位に統一することを目指し、その移行期限を平成30年10月1日に決定いたしました。

当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

（2）変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（3）変更予定日

平成29年10月1日

（4）変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

（1）株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

（2）株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合の効力発生日における発行可能株式総数

35,000,000 株（併合前350,000,000 株）

なお、会社法の規定に基づき、併合の効力発生日に、当社定款に定める発行可能株式総数

が、上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数（減少する株式数は、今後変動する可能性があります。）

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	121,108,290株
株式併合により減少する株式数	108,997,461株
株式併合後の発行済株式総数	12,110,829株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

（3）1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

（4）株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

取締役会決議日 平成29年4月28日

定時株主総会開催日 平成29年6月29日（予定）

単元株式数の変更の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

株式併合の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

発行可能株式総数変更の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

定款の一部変更の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	2,723円56銭
1株当たり当期純利益金額	95円87銭

（注）株式報酬制度（役員向け株式給付信託）に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(株式報酬制度(役員向け株式給付信託)の導入)

当社は、平成28年6月29日開催の第203期定時株主総会決議に基づき、取締役(監査等委員を除く。)及び委任契約をしている執行役員(以下「取締役等」という。)を対象に、株式報酬制度「役員向け株式給付信託」(以下「本制度」という。)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、従来の金銭報酬の一部を株式に換えて各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2)信託に残存する自社の株式

本制度の導入に伴い、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が、当社株式925,000株を取得しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、99百万円及び925,000株であります。